

川崎市

町内会・自治会の法人化の手引き

令和3年12月

市民文化局市民活動推進課

1 地縁による団体の認可制度について	P. 1
(1) 概要	P. 1
(2) 対象団体	P. 1
(3) 認可を受けるための要件	P. 2
2 申請手続きについて	P. 4
(1) 認可までの流れ	P. 4
(2) 申請前の準備	P. 4
(3) 総会の議決	P. 5
(4) 申請手続き	P. 5
(5) 認可と告示	P. 6
3 認可後の地縁による団体について	P. 7
(1) 認可を受けた団体の性格	P. 7
(2) 証明書の交付	P. 7
(3) 規約の変更	P. 7
(4) 告示事項の変更	P. 8
(5) 認可地縁団体の定期的な事務	P. 8
(6) 認可の取消しと解散	P. 9
4 認可地縁団体の印鑑登録について	P. 10
(1) 概要	P. 10
(2) 印鑑登録ができる者	P. 10
(3) 登録できる印鑑の制限	P. 10
(4) 印鑑の登録手続き	P. 10
(5) 印鑑登録証明書の交付	P. 10
(6) 印鑑登録の廃止	P. 11
(7) 登録した認可地縁団体印鑑を紛失した場合の手続き	P. 11
(8) 登録の抹消	P. 11
5 不動産登記の特例について	P. 12
(1) 概要	P. 12
(2) 申請手続き	P. 12
(3) 公告	P. 13
(4) 公告後	P. 14

資料編

○ 様式等記載例	P. 16
様式1 記載例	P. 16
様式2 記載例	P. 17
様式3 記載例	P. 18
様式4 記載例	P. 19
様式5 記載例	P. 20
様式6 記載例	P. 21
様式7 記載例	P. 22
様式8 記載例	P. 23
様式9 記載例	P. 24
(認可地縁団体印鑑登録) 第1号様式記載例	P. 25
(認可地縁団体印鑑登録) 第3号様式記載例	P. 26
(認可地縁団体印鑑登録) 第5号様式記載例	P. 27
(認可地縁団体印鑑登録) 第6号様式記載例	P. 28
町内会・自治会規約<参考例>	P. 29
総会議事録<参考例>	P. 31
○ 地方自治法(抄)	P. 33
○ 地方自治法施行例規則(抄)	P. 40
○ 様式1～様式9	P. 43
○ 川崎市認可地縁団体印鑑要綱	P. 52

1 地縁による団体の認可制度について

(1) 概要

これまでは、町内会・自治会が所有する会館等の財産については、町内会・自治会が法人格を持っていなかったため、会長や役員の方々の個人名義や共有名義で登記されている場合が多くありました。

このため、個人名義で登記されている場合、登記名義人個人の財産と団体の財産とを混同して処分したり、共有名義になっている場合には、相続登記が困難なことなど、様々な問題が生じることがありました。

こうした事態を改善するため、地方自治法の一部が平成3年に改正され、会館等の財産を保有する町内会・自治会については、一定の要件に該当すれば、市町村長の認可を受け、法人格を取得して、町内会・自治会名義で不動産登記ができるようになりました。

さらに、令和3年の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第11次地方分権一括法）による地方自治法改正により、不動産等の保有及び保有の予定の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うために、法人格を取得することができるようになりました。

なお、認可を受けて法人格を取得した町内会・自治会は、認可地縁団体とよばれます。

※ 「川崎市町内会・自治会会館整備補助金制度」に係る指定金融機関からの融資を受けるには、認可地縁団体となることが必須です。

(2) 対象団体

この制度は、一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（町内会・自治会）を対象としているため、次のような団体は対象となりません。

- ① ●●●芸術会や●●●スポーツ団体などの特定の活動を行う団体
- ② 婦人会や青年会のように、構成員となるために住所以外の要件（性別や年齢等）がある団体

(3) 認可を受けるための要件

地縁による団体の認可を受けるための要件は、次の4つとなります。

1

その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

⇒ 町内会・自治会が一般的に行っている活動（防火・防犯・美化・広報・祭事）等を総称するもので、これまでの活動と異なる特別な活動が必要になるものではありません。

⇒ 活動の実績は少なくとも1年以上あることが必要です。

2

その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

⇒ 「区域」は、その地縁による団体の構成員のみならず市内のその他の住民にとっても容易にその区域が認識できるものであり、安定的に存在していることが必要です。

3

その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることのできるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

⇒ 区域に住所を有すること以外には年齢、性別、国籍等の条件は付けられません。

⇒ 区域外に住所を有する個人は、構成員とすることはできません。

⇒ 構成員を「世帯」とすることはできません。ただし、世帯単位で活動し意思決定を行っていることが円卓的にも社会地域的にも是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限り、構成員の表決権を世帯単位で平等なものとして「所属する世帯の構成員分の1票」とする旨を規約に定めることは可能です。

⇒ 区域内にある法人は構成員となることはできませんが、その地縁による団体の意思決定に参加のできない賛助会員等とすることはできます。

⇒ 「相当数」とはその区域の住民の概ね過半数が構成員となっていることと認められる場合をいいます。御不明な点は市民活動推進課に御相談ください。

4

規約を定めていること。

⇒ 次の表に定められている8項目が必要です。それ以外の事項を定めても差し支えありません

⇒ 規約の名称は、特に制限はありません。

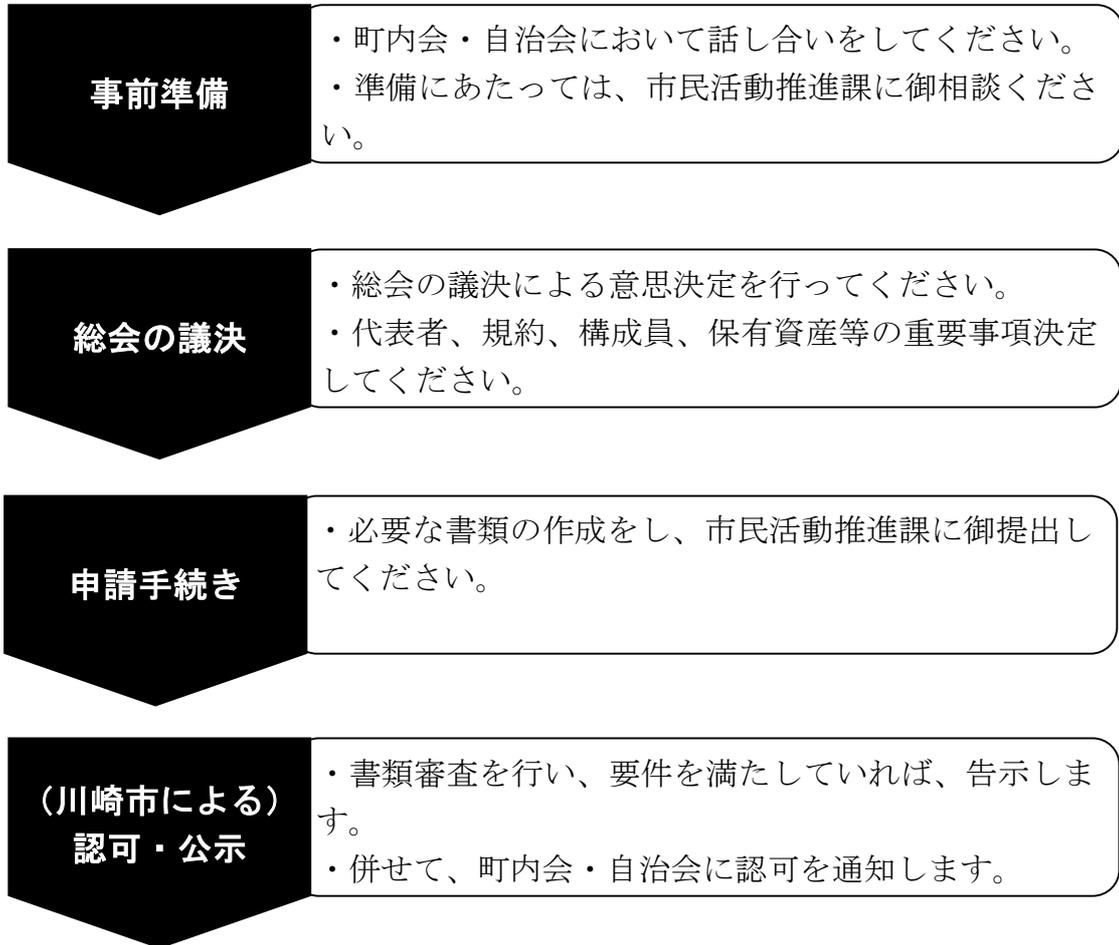
規約に定める主な事項

① 目的
<ul style="list-style-type: none">・活動内容を盛り込み、活動目的が具体的に分かるように定めます。・内容が上記（3）①に反しないようにします。
② 名称
<ul style="list-style-type: none">・これまで使用してきた町内会・自治会の名称で差し支えありません。
③ 区域
<ul style="list-style-type: none">・「〇〇区〇〇町〇〇丁目全域」や「〇〇区〇〇町〇〇丁目のうち〇〇番〇〇号から〇〇番〇〇号まで」という表示が考えられます。
④ 主たる事務所の所在地
<ul style="list-style-type: none">・認可を受ける町内会の住所となるもので、主たる事務所1か所について定めます。・主たる事務所の所在地は、代表者や会館の所在地でも問題ありません。「代表者の自宅に置く」と規定することも可能です。
⑤ 構成員の資格に関する事項
<ul style="list-style-type: none">・区域に住所を有する個人全てが、地縁による団体の構成員となり得ることと、その地縁による団体は、正当な理由がない限り、区域に住所を有する個人の加入を拒んではならないことを必ず定めておかなければなりません。・加入、脱退の手続きについても定めておきます。
⑥ 代表者に関する事項
<ul style="list-style-type: none">・代表者1名の選出方法、任期、代表者の権限、代表者に委任する事務等について定めます。・代表者の権限、代表者の権限に加える制限等は地方自治法に規定されていますので、これらの規定をご参照ください。
⑦ 会議に関する事項
<ul style="list-style-type: none">・通常総会と臨時総会の招集方法、議決方法と議決事項を定めてください。
⑧ 資産に関する事項
<ul style="list-style-type: none">・資産の構成と資産の取得、管理と処分の方法を定めてください。・資産の構成については「別途資産目録による」と定めることも可能です。

※ 規約例（P.29）も御参照ください

2 申請手続きについて

(1) 認可までの流れ



(2) 申請前の準備

認可の申請は、あくまでその団体の自主的な判断で行います。そのために、まず、地縁による団体として市長への認可申請を行うかどうかについて、団体の中で役員さんを中心に検討してください。

申請を行うことについて、団体の中で機運が盛り上がってきたら、市民文化局市民活動推進課に相談してください。**特に規約については、P.3「規約に定める主な事項」の内容が規定されていることが必要となりますので、必ず総会前に相談をお願いします。**

(3) 総会の議決

申請することの意思決定をするには、総会における決議が必要となります。総会は、現行の規約に基づいて開催してください。

※ 役員会、理事会等での決定は認められません。

総会で議決することは次の5つが必要です。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 認可申請をする旨の決定② 認可要件を満たす規約の決定③ 構成員の確定④ 代表者の決定⑤ 保有する資産の決定 |
|---|

※ 申請に必要となりますので、総会の内容を議事録として作成しておいてください。

(4) 申請手続き

申請時に提出していただく書類は次の表のとおりです。

書類
① 認可申請書（様式1） ・様式の記載例（P.16）を参考に作成してください。
② 規約 ・P.3（3）④の内容を規定してください。 ・記載例（P.29）を参考に作成してください。
③ 総会議事録 ・議事録例（P.31）を参考に作成してください。 ・認可を申請する旨決定した総会の議事録で、議長と議事録署名人が署名、押印したものの写しを御提出してください。
④ 構成員の名簿（様式2） ・町内会・自治会独自に作成している様式の名簿に代えることは可能ですが、構成員の住所と氏名が記載されていることが必要です。 ・必要に応じて、区域内の概ね過半数が構成員となっていると認めるに足りる資料を提出してください。
⑤ 就任承諾書（様式3） ・記載例（P.18）を参考に作成してください。

⑥ 前年度の事業報告と決算書、当該年度の事業計画書と予算書

・その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持と形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを確認するために必要となりますが、一般的に総会で使用する資料を提出してください。

⑦ 区域図

・地図の写しに区域を囲むなどして作成してください。

(5) 認可と告示

市長は、認可の申請を行った地縁による団体が、認可要件に該当していると認められるときは、認可を行い、次に掲げる事項について、告示します。

ア 名称

イ 規約に定める目的

ウ 区域

エ 主たる事務所

オ 代表者の氏名及び住所

カ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）

キ 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）

ク 規約に解散の事由を定めたときは、その事由

ケ 認可年月日

※ この告示は、法人登記に代わるものです。

※ 市長は、告示した事項を記載した台帳を、地縁による団体ごとに告示を行った日に作成します。

※ 認可地縁団体は、この告示があるまでは、認可地縁団体となったこと及び告示された事項をもって第三者に対抗することができません。

3 認可後の地縁による団体について

(1) 認可地縁団体の性格

認可地縁団体の性格は次のとおりです。

ア 法律上の権利義務の主体となることができ、法人格を有します。

イ 不動産登記簿上、団体の名義で登記ができます。

※ 認可を受けた団体である旨の証明書が必要となります。

ウ 公共団体その他の行政組織の一部ではありませんので、町内会・自治会の活動について市から監督や検査を受けることはありません。

エ 特定の政党のために利用することはできません。

(2) 証明書の交付

誰でも、市長に対して、認可地縁団体について告示した事項に関する証明書の交付を請求することができます。

証明書交付手続きに関することは次の表のとおりです。

① 申請は証明書交付請求書（様式4）を提出してください。

・記載例（P.19）を参考に作成してください。

② 交付手数料は1通300円です。

(3) 規約の変更

規約を変更する場合は、市長の認可が必要となります

規約の変更手続きに関することは次の表のとおりです。

① 規約は、総構成員の4分の3以上の同意がある場合又は規約に別段の定めがある場合に割合を変更できます。

※ 別段の定めを設ける場合には規約変更という重要事項を少数の構成員の意思により決することのないよう、慎重な取り扱いが必要です。

② 手続きに必要な書類は次のとおりです。

・申請書（様式6）（記載例P.21）

・規約変更の内容と理由を記載した書類

・その規約変更を総会で議決したことを証する書類（議長と議事録署名人が署名・押印した総会の議事録の写し）

③ 規約変更を認可したときは、その地縁による団体に文書でその旨通知します。不認可の場合にも文書で通知します。
--

④ 規約変更が告示事項（「名称」「目的」「区域」「事務所」「代表者の氏名・住所」「代理人の有無」「裁判所による代表者の職務執行

の停止の有無及び職務代行者の選任の有無」「解散の事由」)の変更を伴う場合は、規約の変更の認可後、告示事項の変更の届出が必要です。

(4) 告示事項の変更

告示された事項に変更があったときは、届出書(様式5)に告示された事項に変更があった旨を証する書類(総会議事録や規約等)を添え、市長に届け出てください。(記載例P.20)

届出があった場合は、その旨並びに告示した事項のうち変更があった事項とその内容について、市長が告示します

※ この告示があるまでは、変更があった事項とその内容について第三者に対抗することができません。

(5) 認可地縁団体の定期的な事務

認可地縁団体になることで行う定期的な事務は、次のとおりです。

ア 財産目録の作成と備置

認可を受けるときと毎年初めの3か月内(ただし、事業年度を設けるものは、その年度の終了後3か月以内)に財産目録を作り、常に事務所に備え置けてください。第11次地方分権一括法により、不動産等の保有及び保有の予定の有無にかかわらず認可を受けることが可能となりましたが、財産目録は作成する必要があります。

イ 構成員名簿の作成と備置

構成員名簿を備え置き、構成員の変更あるごとに訂正してください。

ウ 通常総会の開催

少なくとも毎年1回、通常総会を開いてください。

※ 総会の招集は、少なくとも5日前に、その会議の目的たる事項を示し、規約に定めた方法に従って行ってください。

※ 総会においては、規約に別段の定めあるときを除いて、あらかじめ通知をした事項についてのみ決議をすることができます。

※ 認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除いて、すべて総会の決議によって行います。

エ その他

代表者その他の代理人がその職務を行うにあたり、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第78条の規定を準用し、他人に加えた損害を賠償する責任があります。

(6) 認可の取消しと解散

ア 認可の取消し

市長は、認可地縁団体が認可要件のいずれかを欠くことになったとき又は不正な手段により認可を受けたときは、その認可を取り消すことができます。

イ 解散等

認可地縁団体の解散事由は、次のとおりです。

(ア) 規約に定める解散事由の発生

(イ) 破産

(ウ) 認可の取消し

(エ) 規約に別段の定めがある場合を除いて、総構成員の4分の3以上の承諾のある総会の決議

(オ) 「相当数の者」が構成員となっていると認められなくなったとき

※ 解散の場合は、市長にその旨を届け出てください。(様式7) (記載例P. 22)

※ 解散に伴い、精算を結了した場合は、市長にその旨を届け出てください。(様式8) (記載例P. 23)

※ 破産手続開始の申立てを怠ったときや、清算時の債権申出の公告及び破産宣申立の公告を怠り、又は不正の公告をしたときは、過料に処されることがあります。

4 認可地縁団体の印鑑登録について

(1) 概要

認可地縁団体において、代表者等の印鑑（以下「認可地縁団体印鑑」といいます。）の証明が必要な場合には、次により印鑑の登録と証明を申請することができます。

(2) 印鑑登録ができる者

認可地縁団体の印鑑登録ができる者は、認可地縁団体の次の者となります。

①代表者、②職務代行者、③仮理事、④特別代理人、⑤精算人

ただし、登録できる印鑑は1個に限ります。

(3) 登録できる印鑑の制限

次のいずれかに該当する印鑑は、登録できません。

ア ゴム印その他印鑑で、印影の変形しやすいもの

イ 印影が不鮮明又は文字の判読が困難なもの

ウ 印影の大きさが1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの
又は1辺の長さ30ミリメートルの正方形に収まらないもの

エ その他登録を受けようとする認可地縁団体印鑑として適当でないもの

(4) 印鑑の登録手続き

認可地縁団体印鑑の登録を行う場合は、次の表の書類を提出してください。

① 認可地縁団体印鑑登録申請書（第1号様式）

※ 申請書には、印鑑登録を受けている代表者等の個人の実印を押印してください。（記載例 P. 25）

② 当該個人印鑑の印鑑登録証明書（発行後3か月以内の）

(5) 印鑑登録証明書の交付

認可地縁団体印鑑登録証明書の交付を希望する場合は、印鑑登録証明書交付申請書（第3号様式）を提出してください。（記載例 P. 26）

※ 申請書には、登録している認可地縁団体印鑑を押印してください

※ 手数料として1件につき、300円が必要です。（後日、納付書により

金融機関で納付してください。)

(6) 印鑑登録の廃止

認可地縁団体印鑑登録の廃止を希望する場合は、認可地縁団体印鑑登録廃止申請書（第5号様式）を提出してください。（記載例 P. 27）

※ 申請書には、登録している認可地縁団体印鑑を押印してください。

(7) 登録した認可地縁団体印鑑を紛失した場合の手続き

登録した認可地縁団体印鑑を紛失した場合は、印鑑登録亡失届出書（第6号様式）を提出してください。（記載例 P. 28）

※ 申請書には、印鑑登録を受けている代表者等の個人の印鑑を押印してください。

※ 当該個人印鑑に係る発行後3か月以内の印鑑登録証明書を添付してください。

(8) 登録の抹消

次のいずれかに該当する場合は、認可地縁団体印鑑の登録が抹消されます。

ア 登録の廃止申請を受理したとき

イ 登録者の登録資格に変更が生じたとき

ウ 認可地縁団体が解散したとき

エ 認可地縁団体の名称又は代表者等の氏名の変更により登録印鑑として適当でないと認められたとき

オ その他認可地縁団体印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたことを知ったとき

5 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例制度について

(1) 概要

認可地縁団体が所有する不動産（登記名義人は個人）について、当該不動産の所有者若しくは相続人が死亡等により所在が知れない場合、一定期間公告することで、当該不動産の登記を行うことができます。

(2) 申請手続き

次の書類を市長に提出してください。

① 申請書（様式 9）（記載例 P. 24）
② 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書
③ 当該不動産の登記移転等に係る公告申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
④ 申請者が代表者であることを証する書類
⑤ 次の項目に定められている事項を証明する資料 ア 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること イ 当該認可地縁団体が当該不動産を 10 年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること。 【具体的には】 <ul style="list-style-type: none">・ 公共料金の支払領収書・ 閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本・ 旧土地台帳の写し、・ 固定資産税の納税証明書、・ 固定資産課税台帳の記載事項証明書 のいずれかの資料が必要です。（いずれも申請時及び 10 年前のもの） これらの入手が困難な場合は、資料の入手が困難であった理由を記載した書面を提出するとともに、認可地縁団体が申請不動産を所有又は占有していることについて、申請不動産の隣地の所有権の登記名義人や申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等の証言を記載した書面や、認可地縁団体による申請不動産の占有を証する写真等により疎明するとともに可能です。 ウ 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人のすべてが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であったものであること。

具体的には次のいずれかが必要です。

- (ア) 認可地縁団体の構成員名簿
- (イ) 市区町村が保有する地縁団体台帳
- (ウ) 墓地の使用者名簿（申請不動産が墓地である場合）

これらの入手が困難な場合は、資料の入手が困難であった理由を記載した書面を提出するとともに、申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であることについて、申請不動産の所在地に係る精通者等の証言を記載した書面等により疎明することも可能です。

エ 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

具体的には次のいずれかが必要です。

- (ア) 登記記録上の住所の属する市区町村の長が、当該市区町村に登記関係者の「住民票」及び「住民票の除票」が存在しないことを証明した書面、
- (イ) 登記記録上の住所に宛てた登記関係者宛の配達証明付き郵便が不到達であった旨を証明する書面、
- (ウ) 申請不動産の所在地に係る精通者等が、登記関係者の現在の所在を知らない旨の証言を記載した書面

なお、全部又は一部の所在が知れないこととは、全部の所在が知れていること以外は全て含まれることとなるため、登記関係者のうち少なくとも一人について、所在の確認を行った結果、所在が知れないことを疎明するに足りる資料を添付できればよいです。この場合、所在を知っている登記関係者から、事前に本申請をすることについての同意を得るようにしてください。

(3) 公告

申請内容が適当と認められる場合、市長は、認可地縁団体が当該不動産を登記することについて、異議のあるものは異議を述べるべき旨を公告します。

また、公告する項目は次のとおりです。

ア 認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

イ 申請不動産に関する事項

ウ 異議を述べることができる者の範囲は、申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎名する者である旨

エ 異議を述べることができる期間（3か月以上）及び方法に関する事項

(4) 公告後

ア 異議がなかったとき

⇒ 認可地縁団体が当該不動産を登記することについて承諾があったものとみなされますので、その旨を認可地縁団体に情報提供いたします。

イ 異議があったとき

⇒ 公告による手続きは中止となります。異議があった旨を認可地縁団体に情報提供いたしますので、その後は当事者間で協議を行うことが可能です。

資料編

- 記載例
- 地方自治法（抄）
- 地方自治法施行例規則（抄）
- 様式1～様式9
- 川崎市認可地縁団体印鑑要綱（第1、3、5、6号様式）

(様式1)

認 可 申 請 書

令和〇〇年 〇月 〇日

川 崎 市 長 様

(代表者の氏名及び住所)

氏 名 〇〇 〇〇

住 所 〇〇区〇〇町〇一〇一〇

地方自治法第260条の2第1項の規程により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

地縁による団体の名称	〇〇町内会
主たる事務所の所在地	〇〇区〇〇町〇一〇一〇

注 添付書類

- (1) 規約
- (2) 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類。
- (3) 構成員名簿
- (4) 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- (5) 申請者が代表者であることを証する書類

(様式2)

構 成 員 名 簿

番 号	氏 名	住 所
1	〇〇 〇〇	〇〇町〇一〇一〇
2	〇〇 〇〇	〇〇町〇一〇一〇
3	〇〇 〇〇	〇〇町〇一〇一〇
4	〇〇 〇〇	〇〇町〇一〇一〇
5	〇〇 〇〇	〇〇町〇一〇一〇
6	〇〇 〇〇	〇〇町〇一〇一〇
7	〇〇 〇〇	〇〇町〇一〇一〇
8	〇〇 〇〇	〇〇町〇一〇一〇
9	〇〇 〇〇	〇〇町〇一〇一〇
10	〇〇 〇〇	〇〇町〇一〇一〇
11	〇〇 〇〇	〇〇町〇一〇一〇
12	〇〇 〇〇	〇〇町〇一〇一〇
13	〇〇 〇〇	〇〇町〇一〇一〇
14	〇〇 〇〇	〇〇町〇一〇一〇
15	〇〇 〇〇	〇〇町〇一〇一〇
16	〇〇 〇〇	〇〇町〇一〇一〇
17	〇〇 〇〇	〇〇町〇一〇一〇
18	〇〇 〇〇	〇〇町〇一〇一〇
19	〇〇 〇〇	〇〇町〇一〇一〇
20	〇〇 〇〇	〇〇町〇一〇一〇

名簿は独自の書式に代えても構いません。

(様式3)

就 任 承 諾 書

私は、 ○○○○○○○ 町内会・自治会の代表に就任することを承諾します。

令和○○年 ○月 ○日

住 所 ○○**区**○○**町**○**一**○

氏 名 ○○ ○○

(様式4)

<p>認可地縁団体証明書交付申請書</p> <p style="text-align: right;">令和〇〇年 〇月 〇日</p> <p>川 崎 市 長 様</p> <p>住 所 川崎市 〇〇区〇〇町〇-〇</p> <p>氏 名 〇〇 〇〇</p>	
地縁団体の名称	〇〇町内会
主たる事務所の所在地	川崎市〇〇区〇〇 町 〇-〇
通 数	2通
	手数料 円

- 太枠の中だけ記入してください。
- 認可地縁団体証明書の発行手数料は1通300円です。

(様式5)

令和〇〇年 〇月 〇日

川 崎 市 長 様

地縁による団体の名称及び

主たる事務所の所在地

名 称 〇〇町内会

住 所 川崎市 〇〇区〇〇町〇-〇

代表者が変更している場合、
新しい代表者名で申請してください

代表者の氏名及び住所

氏 名 〇〇 〇〇

住 所 川崎市 〇〇区〇〇町〇-〇

告 示 事 項 変 更 届 出 書

次の事項について変更があったので、地方自治法260条の2第11項の規程により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

1 変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

新 氏名 〇〇 〇〇

住所 〇〇区〇〇町〇-〇

旧 氏名 ×× ××

住所 〇〇区 〇〇町×-×

2 変更の年月日

令和〇〇年〇月〇日

3 変更の理由

役員改選のため

(様式6)

令和〇〇年 〇月 〇日

川 崎 市 長 様

地縁による団体の名称及び

事務所の所在地

名 称 〇〇町内会

住 所 川崎市 〇〇区〇〇町〇-〇

代表者の氏名及び住所

氏 名 〇〇 〇〇

住 所 川崎市 〇〇区〇〇町〇-〇

規 約 変 更 申 請 書

地方自治法260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類

- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

(様式7)

令和〇〇年 〇月 〇日

川崎市長 あて

地縁による認可団体の名称及び
主たる事務所の所在地

名 称 〇〇町内会

所在地 〇〇区〇〇町〇-〇

清算人の氏名及び住所

氏 名 〇〇 〇〇

住 所 〇〇区〇〇町〇-〇

認可地縁団体解散届出書

地方自治法第260条の20の規定により、令和〇〇年 〇月 〇日貴職から認可を受けた本地縁による団体は、次のとおり解散したので、解散したことを証する別添書類を添えて届け出ます。

- 1 名称
〇〇町内会
- 2 区域
〇〇区〇〇町
- 3 主たる事務所の所在地
〇〇区〇〇町〇-〇
- 4 精算人の氏名及び住所
氏名 **×× ××**
住所 〇〇区〇〇町〇-〇
- 5 解散事由
〇〇〇〇〇〇〇〇のため

(様式8)

令和〇〇年 〇月 〇日

川崎市長 あて

地縁による認可団体の名称及び
主たる事務所の所在地

名 称 〇〇町内会

所在地 〇〇区〇〇町〇-〇

清算人の氏名及び住所

氏 名 〇〇 〇〇

住 所 〇〇区〇〇町〇-〇

認可地縁団体清算終了届出書

地方自治法第260条の20の規定に基づき、清算が終了したことを証する書類を添えて届け出ます。

1 清算の理由

〇〇〇〇〇〇〇〇のため

2 清算終了年月日

令和〇〇年 〇月 〇日

(様式9)

令和〇〇年 〇月 〇日

川崎市長あて

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名称 〇〇町内会
所在地 〇〇区〇〇町〇-〇

代表者の氏名及び住所

氏名 〇〇 〇〇
住所 〇〇区〇〇町〇-〇

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第260条の38第1項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

1 申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地
〇〇会館	〇〇.〇〇㎡	川崎市〇〇区〇〇町〇-〇

・土地

地 目	面 積	所 在 地
宅地	〇〇.〇〇㎡	川崎市〇〇区〇〇町〇-〇

・表題部所有者又は所有権の登記名義人に関する事項

氏名又は名称 〇〇 〇〇
住 所 〇〇市〇〇区〇〇町〇番

(別添書類)

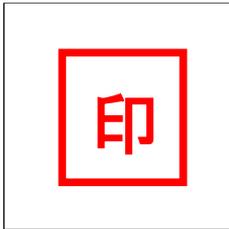
- 1 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書
- 2 当該不動産の登記移転等に係る公告申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

認 可 地 縁 団 体 印 鑑 登 録 申 請 書

(あて先) 川 崎 市 長

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

登録しようとする
認可地縁団体印鑑



ゴム印は不可です。

1辺の長さが8ミリメートルより大き
30ミリメートル以内の大きさの印と
てください。

印鑑登録をしてある印で押印してください。
3か月以内に発行した印鑑登録証明書を添付してくださ

認可地縁団体の名称		〇〇町内会	
認可地縁団体の 主たる事務所の 所在地		〇〇区〇〇町〇-〇	
登 録 資 格		代 表 者	
氏名	〇〇 〇〇 印	生 年 月 日	〇〇年 〇月 〇日
住所	〇〇区〇〇町〇-〇		

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者	氏名 〇〇 〇〇
-----	----------

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

(あて先) 川崎市長

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

認可地縁団体印鑑



登録した印鑑で押印してください

認可地縁団体の名称		〇〇町内会	
認可地縁団体の主たる事務所の所在地		〇〇区〇〇町〇-〇	
登録資格		代表者	
氏名	〇〇 〇〇 印	生年 月日	〇〇年 〇月 〇日
住所	〇〇区〇〇町〇-〇		

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書

2 通の交付を申請します。

1 通300円となります。

申請者	氏名 〇〇 〇〇
-----	----------

認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

(あて先) 川 崎 市 長

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

廃止しようとする
認可地縁団体印鑑



認可地縁団体の名称	〇〇町内会		
認可地縁団体の 事務所の所在地	川崎市 〇〇 区 〇〇町〇-〇		
登 録 資 格	代表者		
氏名	〇〇 〇〇 印	生年 月 日	〇〇年 〇月 〇日
住所	川崎市 〇〇 区 〇〇町〇-〇		

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録廃止を申請します。

申請者	氏名 〇〇 〇〇
-----	----------

認可地縁団体印鑑亡失届出書

(あて先) 川 崎 市 長

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

認可地縁団体の名称	〇〇町内会		
認可地縁団体の事務所の所在地	川崎市 〇〇 区 〇〇町〇-〇		
登録資格	代表者		
氏名	〇〇 〇〇 印	生年 月日	〇〇年 〇月 〇日
住所	川崎市 〇〇 区 〇〇町〇-〇		

印鑑登録をしてある印で押印してください。
3か月以内に発行した印鑑登録証明書を添付してください

上記のとおり認可地縁団体印鑑を亡失したので届け出ます

申請者	氏名 〇〇 〇〇
-----	----------

町内会・自治会規約＜参考例＞

〇〇町内会規約

(目的)

第1条 この会は、住民相互の連絡、環境の整備、町内会館の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

(名称)

これまでと同じ名称で構いません。

第2条 この会の名称は、〇〇町内会という。

(事務所)

会長宅に置くとしても構いません。

第3条 この会の事務所を川崎市〇〇区△△町××番地 〇〇町内会館に置く。

(区域)

第4条 この会の区域は、川崎市〇〇区△△町とする。

(構成員)

世帯ではなく、個人としてください。

第5条 この会は、前条の区域内に住所を有する個人をもって組織する。

2 この会には、区域の住所を有する個人が全て加入できるものとし、正当な理由なく、その加入を拒んではならない。

法人は会員ではなく、賛助会員としてください。

3 本会の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員となることができる。

4 本会に加入しようとする者は、入会届を提出し、退会するときは退会届を提出するものとする。

(事業)

第6条 第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 生活環境の改善及び美化に関すること。
- (2) 住民生活の安全確保に関すること。
- (3) 住民の教育・福祉に関すること。
- (4) 住民の健康増進に関すること。
- (5) 住民相互の融和及び扶助に関すること。
- (6) 区域内の老人、青年、子供等の団体活動の育成及び援助に関すること。
- (7) その他必要な事項。

(役員)

第7条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長〇名
- (3) 会計 〇名
- (4) 監事 〇名

(役員任期)

第8条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員により選出された役員は、前任者の在任期間とする。

(役員選出)

第9条 役員は、構成員の互選により選出する。

(役員任務)

第10条 役員任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(3) 会計は、会計事務を行う。

(4) 監事は、会計事務、財産管理及び業務執行の状況について監査する。

(会議)

第11条 会議は、総会及び役員会とする。

(総会)

第12条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、毎年1回会長が招集する。

3 臨時総会は、5分の1以上の構成員から請求があったとき又は会長が必要と認めたときに会長が招集する。

4 総会は、構成員をもってあて、委任状を含め構成員の過半数の出席により成立し、議長は、構成員の中から選出する。

5 総会の議決事項は、次のとおりとする。

(1) 規約の改廃に関すること。

(2) 予算を定めること。

(3) 決算を認定すること。

(4) 役員を選出すること。

(5) その他、この会の運営上特に重要なこと。

(役員会)

第13条 役員会は、会長、副会長、会計及び監事をもって組織する。

2 役員会は、会長が必要と認めたとき会長が招集し、議長は、会長があたる。

3 役員会の議決事項は、次のとおりとする。

(1) 総会に提出する事項の審議に関すること。

(2) 緊急を要する業務の執行に関すること。

(3) 総会の議決事項に定めるものを除き、この会の運営上必要なこと。

(議決)

第14条 会議の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

(経費)

第15条 この会の経費は、会費、その他の収入をもってあてる。

2 会費は、月額〇〇円とする。

(資産)

第16条 この会の資産は別に定めるものとし、会長が管理し、その方法は、会長が総会の議決を経て定める。

(会計年度)

第17条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(会計)

第18条 会計は、常に収入及び支出の状況を明らかにしなければならない。

(監査)

第19条 監査は、会計年度終了後、すみやかに行うものとする。ただし、監事が必要と認めるときは、年度の途中においても随時行うことができる。

付則

1 この規約は、令和〇〇年〇月〇日から施行する。

総会議事録＜参考例＞

令和〇〇年度 〇〇町内会総会議事録

1 日 時 令和〇〇年〇月〇日 〇時〇分～〇時〇分

2 場 所 〇〇町内会館会議室

3 構成員数 〇〇〇名

4 出席構成員数 〇〇名（うち委任状出席 〇名）
規約に定める定足数を越えたことにより総会が成立したことを宣言

5 議 案

- (1) 第1号議案 地縁による団体の認可申請を行うことについて
 - (2) 第2号議案 〇〇町内会規約について
 - (3) 第3号議案 区域及び構成員の決定について
 - (4) 第4号議案 事業計画について
 - (5) 第5号議案 収支予算について
 - (6) 第6号議案 代表者の選任について
 - (7) 第7号議案 監事（その他）役員の選任について
 - (8) 第8号議案 事務所の決定について
 - (9) 第9号議案 保有する資産の決定について
 - (10) 第10号議案 議事録署名人の選任について
- 認可地縁の取得をする場合、
総会で決議をとる必要のある事項です。

6 議事の経過

- (1) 開会
- (2) 議長選出
互選により〇〇〇〇氏を議長として選出した。
- (3) 議事録署名人の選出 〇〇〇〇氏
互選により〇〇〇〇氏を議事録署名人として選出した。
- (4) 総会開会の宣言
議長から今日現在の会員総数は〇〇人であり、総会出席者は〇〇人、委任状提出者は〇〇人である。会員の過半数の出席と認められるので、〇〇町内会規約第〇条の規程により、本総会は有効に成立したとの宣言がなされた。
- (5) 議事
 - ①第1号議案「地縁による団体の認可申請を行うことについて」
 - ・ 提案説明（〇〇副会長）
（発言内容）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
 - ・ 質疑応答
質疑（〇〇〇〇氏）
（発言内容）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
 - 回答（〇〇副会長）
（発言内容）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
 - ・ 決議

第1号議案について決議を求めたところ、賛成〇〇人、反対〇〇人のため可決（又は否決）された。

②第2号議案～第10号議案

※以下議案の数だけ記載してください。

(6) 閉会

以上をもって、議長から本総会の議事を終了した旨を述べ、閉会を宣言した。

上記議事経過並びにその結果が正確であることを証するため、議長並びに議事録署名人が下記に署名捺印する。

令和〇〇年〇月〇日

〇〇町内会

議 長 〇〇 〇〇 ⑩

議事録署名人 〇〇 〇〇 ⑩

最低1名以上の署名と押印が必要です。

(議事録の写しをとる場合)

この写しは原本と相違ないことを証明します。

〇〇町内会

会 長 〇〇 〇〇 ⑩

地方自治法（抄）

〔地縁による団体〕

第二百六十条の二 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

② 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。

一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。

二 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

三 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。

四 規約を定めていること。

③ 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。

一 目的

二 名称

三 区域

四 主たる事務所の所在地

五 構成員の資格に関する事項

六 代表者に関する事項

七 会議に関する事項

八 資産に関する事項

④ 第二項第二号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたつて存続している区域の現況によらなければならない。

⑤ 市町村長は、地縁による団体が第二項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第一項の認可をしなければならない。

⑥ 第一項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。

⑦ 第一項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

⑧ 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

⑨ 認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。

⑩ 市町村長は、第一項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときも、また同様とする。

⑪ 認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があつたときは、総務省令で定

めるところにより、市町村長に届け出なければならない。

⑫ 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第十項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。

⑬ 認可地縁団体は、第十項の告示があるまでは、認可地縁団体となつたこと及び同項の規定に基づいて告示された事項をもつて第三者に対抗することができない。

⑭ 市町村長は、認可地縁団体が第二項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、又は不正な手段により第一項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。

⑮ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八条の規定は、認可地縁団体に準用する。

⑯ 認可地縁団体は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体（以下「認可地縁団体」という。）並びに）」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人（認可地縁団体を含む。）」と、同条第三項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（認可地縁団体及び）」とする。

⑰ 認可地縁団体は、消費税法（昭和六十三年法律第八号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

〔規約の変更〕

第二百六十条の三 認可地縁団体の規約は、総構成員の四分の三以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

② 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

〔財産目録及び構成員名簿〕

第二百六十条の四 認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

② 認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

〔代表者〕

第二百六十条の五 認可地縁団体には、一人の代表者を置かなければならない。

〔認可地縁団体の代表〕

第二百六十条の六 認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

〔代表者の代表権の制限〕

第二百六十条の七 認可地縁団体の代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

〔代表者の代理行為の委任〕

第二百六十条の八 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

〔仮代表者〕

第二百六十条の九 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

〔利益相反行為〕

第二百六十条の十 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

〔監事〕

第二百六十条の十一 認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、一人又は数人の監事を置くことができる。

〔監事の職務〕

第二百六十条の十二 認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 財産の状況を監査すること。
- 二 代表者の業務の執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。
- 四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

〔通常総会〕

第二百六十条の十三 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならない。

〔臨時総会〕

第二百六十条の十四 認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

② 総構成員の五分の一以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の五分の一の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

〔総会の招集〕

第二百六十条の十五 認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従つてしなければならない。

〔認可地縁団体の事務の執行〕

第二百六十条の十六 認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によつて行ふ。

〔総会の決議事項〕

第二百六十条の十七 認可地縁団体の総会においては、第二百六十条の十五の規定によりあらかじめ

め通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

〔構成員の表決権〕

第二百六十条の十八 認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。

② 認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によつて表決をすることができる。

③ 前項の構成員は、規約又は総会の決議により、同項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。）により表決をすることができる。

④ 前三項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

〔表決権のない場合〕

第二百六十条の十九 認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

〔認可地縁団体の解散事由〕

第二百六十条の二十 認可地縁団体は、次に掲げる事由によつて解散する。

- 一 規約で定めた解散事由の発生
- 二 破産手続開始の決定
- 三 認可の取消し
- 四 総会の決議
- 五 構成員が欠けたこと。

〔解散の決議〕

第二百六十条の二十一 認可地縁団体は、総構成員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

〔認可地縁団体についての破産手続の開始〕

第二百六十条の二十二 認可地縁団体はその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、代表者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

② 前項に規定する場合には、代表者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

〔清算中の認可地縁団体の能力〕

第二百六十条の二十三 解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

〔清算人〕

第二百六十条の二十四 認可地縁団体が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、代表者がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において代表者以外の者を選任したときは、この限りでない。

〔裁判所による清算人の選任〕

第二百六十条の二十五 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、

清算人を選任することができる。

〔清算人の解任〕

第二百六十条の二十六 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、認可地縁団体の清算人を解任することができる。

〔清算人の職務及び権限〕

第二百六十条の二十七 認可地縁団体の清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

② 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

〔債権の申出の催告等〕

第二百六十条の二十八 認可地縁団体の清算人は、その就職の日から二箇月以内に、少なくとも三回の公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。

② 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債権者を除斥することができない。

③ 認可地縁団体の清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

④ 第一項の公告は、官報に掲載してする。

〔期限経過後の債権の申出〕

第二百六十条の二十九 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、認可地縁団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

〔清算中の認可地縁団体についての破産手続の開始〕

第二百六十条の三十 清算中に認可地縁団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

② 清算人は、清算中の認可地縁団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

③ 前項に規定する場合において、清算中の認可地縁団体が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

④ 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

〔残余財産の帰属〕

第二百六十条の三十一 解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定した者に帰属する。

② 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。

③ 前二項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。

〔裁判所による監督〕

第二百六十条の三十二 認可地縁団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

② 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

〔清算終了の届出〕

第二百六十条の三十三 認可地縁団体の清算が終了したときは、清算人は、その旨を市町村長に届け出なければならない。

〔仮代表者の選任等に関する事件の管轄〕

第二百六十条の三十四 認可地縁団体に係る次に掲げる事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 一 仮代表者又は特別代理人の選任に関する事件
- 二 解散及び清算の監督に関する事件
- 三 清算人に関する事件

〔不服申立ての制限〕

第二百六十条の三十五 認可地縁団体の清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

〔裁判所の選任する清算人の報酬〕

第二百六十条の三十六 裁判所は、第二百六十条の二十五の規定により清算人を選任した場合には、認可地縁団体が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）の陳述を聴かなければならない。

〔検査役の選任〕

第二百六十条の三十七 裁判所は、認可地縁団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

② 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）」とあるのは、「認可地縁団体及び検査役」と読み替えるものとする。

〔認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例〕

第二百六十条の三十八 認可地縁団体が所有する不動産であつて表題部所有者（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第十号に規定する表題部所有者をいう。以下この項において同じ。）又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であるもの（当該認可地縁団体によつて、十年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有されているものに限る。）について、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人（以下この条において「登記関係者」という。）の全部又は一部の所在が知れない場合において、当該認可地縁団体が当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、総務省令で定めるところにより、当該不動産に係る次項の公告を求める旨を市町村長に申請することができる。この場合において、当該申請を行う認可地縁団体は、次の各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料を添付しなければならない。

- 一 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
- 二 当該認可地縁団体が当該不動産を十年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること。
- 三 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であること。

四 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

② 市町村長は、前項の申請を受けた場合において、当該申請を相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該申請を行つた認可地縁団体が同項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者（次項から第五項までにおいて「登記関係者等」という。）は、当該市町村長に対し異議を述べるべき旨を公告するものとする。この場合において、公告の期間は、三月を下つてはならない。

③ 前項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べなかつたときは、第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて当該公告に係る登記関係者の承諾があつたものとみなす。

④ 市町村長は、前項の規定により第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があつたものとみなされた場合には、総務省令で定めるところにより、当該市町村長が第二項の規定による公告をしたこと及び登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかつたことを証する情報を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に提供するものとする。

⑤ 第二項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、市町村長は、総務省令で定めるところにより、その旨及びその内容を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に通知するものとする。

第二百六十条の三十九 不動産登記法第七十四条第一項の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報（同法第十八条に規定する申請情報をいう。次項において同じ。）と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体が当該証する情報に係る前条第一項に規定する不動産の所有権の保存の登記を申請することができる。

② 不動産登記法第六十条の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体のみで当該証する情報に係る同条第一項に規定する不動産の所有権の移転の登記を申請することができる。

〔過料〕

第二百六十条の四十 次の各号のいずれかに該当する場合には、認可地縁団体の代表者又は清算人は、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）により、五十万円以下の過料に処する。

- 一 第二百六十条の二十二第二項又は第二百六十条の三十第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。
- 二 第二百六十条の二十八第一項又は第二百六十条の三十第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

地方自治法施行規則（抄）

〔地縁による団体が行う申請〕

第十八条 地方自治法第二百六十条の二第二項に規定する申請は、同条第一項に規定する地縁による団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該地縁による団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- 一 規約
 - 二 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
 - 三 構成員の名簿
 - 四 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
 - 五 申請者が代表者であることを証する書類
- 2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

〔地縁による団体を認可した場合の告示〕

第十九条 地方自治法第二百六十条の二第十項（森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第百条の二十二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する告示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号の場合に該当する旨を明示した上で当該各号に定める事項について行うものとする。

- 一 地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を行った場合
 - イ 名称
 - ロ 規約に定める目的
 - ハ 区域
 - ニ 主たる事務所
 - ホ 代表者の氏名及び住所
 - ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
 - ト 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
 - チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
 - リ 認可年月日
- 二 森林組合法第百条の二十二第三項の通知があった場合
 - イ 名称
 - ロ 規約に定める目的
 - ハ 区域
 - ニ 主たる事務所
 - ホ 代表者の氏名及び住所
 - ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
 - ト 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）

- チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- リ 森林組合法第百条の二十第二項第七号の日又は同法第百条の二十二第一項の認可を受けた日のいずれか遅い日
- 三 解散した場合（破産による場合を除く。）
- イ 名称
- ロ 区域
- ハ 主たる事務所
- ニ 清算人の氏名及び住所
- ホ 解散事由
- ヘ 解散年月日
- 四 清算終了の場合
- イ 名称
- ロ 区域
- ハ 主たる事務所
- ニ 清算人の氏名及び住所
- ホ 清算終了年月日
- 五 前二号の場合及び破産による場合を除くほか、地方自治法第二百六十条の二第十一項の規定により、告示された事項に変更があつたとして届出があつた場合
告示した事項のうち変更があつた事項及びその内容

2 前項の告示は、遅滞なく行わなければならない。

〔告示事項の変更についての届出〕

第二十条 地方自治法第二百六十条の二第十一項に規定する届出は、認可地縁団体の代表者が、届出書に告示された事項に変更があつた旨を証する書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

2 前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。

〔告示事項の証明書の請求〕

第二十一条 地方自治法第二百六十条の二第十二項に規定する請求は、請求者の氏名及び住所、請求に係る団体の名称及び事務所の所在地を記載した証明書交付請求書を市町村長に提出することにより行うものとする。

2 市町村長は、第十九条に掲げる事項を記載した台帳を作成し、前項の請求があつたときは、末尾に原本と相違ない旨を記載した台帳の写しを交付しなければならない。

3 前項の台帳の様式は、別記のとおりとする。

〔規約変更の認可申請〕

第二十二条 地方自治法第二百六十条の三第二項の規定による規約の変更の認可の申請は、申請書に、規約変更の内容及び理由を記載した書類並びに当該規約変更を総会で議決したことを証する書類を添付して行わなければならない。

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

〔電磁的方法〕

第二十二条の二 地方自治法第二百六十条の十八第三項に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

〔登記関係者の所在が知れない場合の公告の申請〕

第二十二条の二の二 地方自治法第二百六十条の三十八第一項に規定する申請は、認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

一 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産（以下「申請不動産」という。）の登記事項証明書

二 申請不動産に関し、地方自治法第二百六十条の三十八第一項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類

三 申請者が代表者であることを証する書類

四 地方自治法第二百六十条の三十八第一項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

〔公告事項〕

第二十二条の三 地方自治法第二百六十条の三十八第二項に規定する公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 地方自治法第二百六十条の三十八第一項の申請を行つた認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

二 前条第二項に規定する申請書の様式に記載された申請不動産に関する事項

三 申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲は、申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者（以下「登記関係者等」という。）である旨

四 異議を述べることができる期間及び方法に関する事項

2 前項の公告に係る登記関係者等が異議を述べようとするときは、異議を述べる旨及びその内容を記載した申出書に申請不動産の登記事項証明書、住民票の写しその他の市町村長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

3 前項の申出書の様式は、別記のとおりとする。

〔公告に係る情報提供〕

第二十二条の四 地方自治法第二百六十条の三十八第四項に規定する証する情報の提供は、前条第一項第二号に掲げる申請不動産に関する事項その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

2 前項の書面の様式は、別記のとおりとする。

〔公告に係る通知〕

第二十二条の五 地方自治法第二百六十条の三十八第五項に規定する通知は、第二十二条の三第二項の規定による異議の内容その他必要な事項を記載した通知書により行うものとする。

2 前項の通知書の様式は、別記のとおりとする。

(様式 1)

<p>認 可 申 請 書</p> <p>年 月 日</p> <p>川 崎 市 長 様</p> <p>(代表者の氏名及び住所)</p> <p>氏 名</p> <p>住 所</p> <p>地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規程により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。</p>	
地縁による団体の名称	
主たる事務所の所在地	

注 添付書類

- (1) 規約
- (2) 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類。
- (3) 構成員名簿
- (4) 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- (5) 申請者が代表者であることを証する書類

(様式3)

就 任 承 諾 書

私は、 _____ 町内会・自治会の代表に就任することを承諾します。

年 月 日

住 所

氏 名

(様式4)

<p>認可地縁団体証明書交付申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>川 崎 市 長 様</p> <p style="text-align: right;">住 所 川崎市 区 _____</p> <p style="text-align: right;">_____</p> <p style="text-align: right;">氏 名 _____</p>	
地縁団体の名称	
主たる事務所の所在地	川崎市 区 _____ _____
通 数	
	手数料 円

- 太枠の中だけ記入してください。
- 認可地縁団体証明書の発行手数料は1通300円です。

(様式5)

年 月 日

川 崎 市 長 様

地縁による団体の名称及び

主たる事務所の所在地

名 称 _____

住 所 川崎市 _____ 区 _____

代表者の氏名及び住所

氏 名 _____

住 所 川崎市 _____ 区 _____

告 示 事 項 変 更 届 出 書

次の事項について変更があったので、地方自治法260条の2第11項の規程により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

1 変更があった事項及びその内容

2 変更の年月日

3 変更の理由

(様式6)

年 月 日

川 崎 市 長 様

地縁による団体の名称及び

事務所の所在地

名 称 _____

住 所 川崎市 _____ 区 _____

代表者の氏名及び住所

氏 名 _____

住 所 川崎市 _____ 区 _____

規 約 変 更 申 請 書

地方自治法260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類

- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

(様式7)

年 月 日

川崎市長 へ

地縁による認可団体の名称及び
主たる事務所の所在地

名 称 _____

所在地 _____

代表者の氏名及び住所

氏 名 _____

住 所 _____

認可地縁団体解散届出書

地方自治法第260条の20の規定により、 年 月 日貴職
から認可を受けた本地縁による団体は、次のとおり解散したので、解散したことを証する別添書類を添えて届け出ます。

- 1 名称
- 2 区域
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 精算人の氏名及び住所
氏名
住所
- 5 解散事由

(様式8)

年 月 日

川崎市長 へ

地縁による認可団体の名称及び
主たる事務所の所在地

名 称 _____

所在地 _____

清算人の氏名及び住所

氏 名 _____

住 所 _____

認可地縁団体清算終了届出書

地方自治法第260条の20の規定に基づき、清算が終了したことを証する書類を添えて届け出ます。

1 清算の理由

2 清算終了年月日

年 年 日

(様式9)

年 月 日

川崎市長あて

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第260条の38第1項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

1 申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人に関する事項

氏名又は名称

住 所

(別添書類)

- 1 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書
- 2 当該不動産の登記移転等に係る公告申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

川崎市認可地縁団体印鑑要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体のうち地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づく市長の認可を受けたもの（以下「認可地縁団体」という。）に係る印鑑（以下「認可地縁団体印鑑」という。）の登録及び証明について必要な事項を定めるものとする。

(登録資格等)

第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者とする。ただし、登録を受けることができる認可地縁団体印鑑の数量は、1個に限るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者が選任されているときは、代表者に代えてこれらの者とする。

- (1) 民法（明治29年法律59号）第46条第3項に規定する職務代行者
- (2) 地方自治法第260条の2第15項の規定により読み替えられた民法第56条に規定する仮理事
- (3) 民法第57条に規定する特別代理人
- (4) 民法第74条に規定する清算人

(登録の申請)

第3条 前条に規定する者（以下「代表者等」という。）が認可地縁団体印鑑の登録を受けようとするときは、登録を受けようとする印鑑を自ら持参して市長に申請しなければならない。

(印鑑の制限)

第4条 市長は、前条の登録の申請に係る認可地縁団体印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該申請書を受理しないものとする。

- (1) ゴム印その他の印鑑で印影の変形しやすいもの
- (2) 印影が不鮮明又は文字の判読が困難なもの

- (3) 印影の大きさが1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は1辺の長さ30ミリメートルの正方形に収まらないもの
- (4) その他登録を受けようとする認可地縁団体印鑑として適当でないもの

(登録)

第5条 市長は、第3条の規定による認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第21条第2項の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項並びに代表者等が川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）の規定により登録を受けている個人の印鑑（以下「個人印鑑」という。）に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合するほか、認可地縁団体印鑑登録の申請書に記載されている事項等について審査した上、登録するものとする。

2 市長は、前項の登録を行う場合は、認可地縁団体印鑑登録原票を備え、印影のほか次に掲げる事項を登録するものとする。

- (1) 登録番号
- (2) 登録年月日
- (3) 認可地縁団体の名称
- (4) 認可地縁団体の事務所の所在地
- (5) 認可地縁団体の認可年月日
- (6) 登録資格（第2条に規定する登録資格のうち、いずれかを記載するものとする。）
- (7) 代表者等の氏名
- (8) 代表者等の生年月日
- (9) 代表者等の住所
- (10) その他市長が必要と認める事項

(印鑑登録証明書の交付申請)

第6条 認可地縁団体の登録を受けている者（以下「登録者」という。）は、市長に対して認可地縁団体印鑑登録証明書の交付を申請することができる。この

場合において、登録者は、登録している認可地縁団体印鑑を押印した申請書により、自ら申請しなければならない。

(印鑑登録証明書の交付)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、認可地縁団体印鑑登録原票に登録されている印影の写し及び第5条第2項第3号、第4号及び第6号から第8号までに規定する事項について記載し証明したものを交付するものとする。

(登録事項の修正)

第8条 市長は、地方自治法第260条の2第11項の規定に基づく届出により認可地縁団体登録原票の登録事項のうち変更に係るもの（認可地縁団体印鑑の登録抹消に係るものを除く。）が生じたときは、職権によりこれを修正する。

(登録廃止の申請)

第9条 登録者は、認可地縁団体印鑑の登録を廃止しようとするときは、自ら市長に申請しなければならない。

2 登録者は、登録された認可地縁団体印鑑を亡失したときは、直ちに前項の申請をしなければならない。

(登録の抹消)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、職権により認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。

- (1) 前条の規定する登録の廃止申請を受理したとき。
- (2) 登録者の登録資格に変更が生じたとき。
- (3) 地方自治法260条の2第15項の規定により準用する民法第68条（同条第1項第2項を除く。）の規定に基づき認可地縁団体が解散したとき。
- (4) 認可地縁団体の名称または代表者等の氏名の変更により登録印鑑として適当でないと認められたとき。
- (5) その他認可地縁団体印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたことを知った

とき。

- 2 市長は、第1項第4号又は第5号の事由に該当して、登録を抹消したときは、当該登録者にその旨を通知するものとする。

(代理人による申請)

- 第11条 第3条、第6条及び第9条の規定に基づく申請は、地方自治法施行規則第19条第1項第1号トに規定する代理人を置いている団体にあつては、当該申請について、委任の旨を証する書類を添えて代理人により行うことができる。

(関係人に対する質問等)

- 第12条 市長は、認可地縁団体印鑑の登録又は証明について必要があるときは、当該事務に従事する職員をして関係人に対して質問させ、又は書類の提示を求めさせることができる。

(閲覧の禁止)

- 第13条 市長は、認可地縁団体印鑑登録原票その他認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する書類を閲覧に供してはならない。

(委任)

- 第14条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この要綱は、平成7年11月6日から施行する。

認 可 地 縁 団 体 印 鑑 登 録 申 請 書

(あて先) 川 崎 市 長

年 月 日

登録しようとする
認可地縁団体印鑑

認可地縁団体の名称			
認可地縁団体の 主たる事務所の 所在地			
登 録 資 格		代 表 者	
氏名	Ⓜ	生 年 月 日	
住所			

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者	氏名
-----	----

第3号様式

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

(あて先) 川崎市長

年 月 日

認可地縁団体印鑑



認可地縁団体の名称			
認可地縁団体の主たる事務所の所在地			
登録資格		代表者	
氏名	⑩	生年 月日	
住所			

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書

通の交付を申請します。

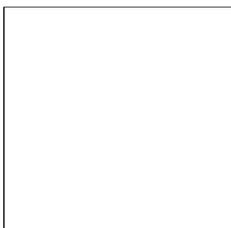
申請者	氏名
-----	----

認 可 地 縁 団 体 印 鑑 登 録 廃 止 申 請 書

(あて先) 川 崎 市 長

年 月 日

廃止しようとする
認可地縁団体印鑑



認可地縁団体の名称			
認可地縁団体の 事務所の所在地	川崎市		区
登 録 資 格			
氏名	Ⓜ	生 年 月 日	
住所			

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録廃止を申請します。

申請者	氏名
-----	----

認 可 地 縁 団 体 印 鑑 亡 失 届 出 書

(あて先) 川 崎 市 長

年 月 日

認可地縁団体の名称			
認可地縁団体の 事務所の所在地			
登 録 資 格			
氏名	Ⓜ	生 年 月 日	
住所			

上記のとおり認可地縁団体印鑑を亡失したので届け出ます

申請者	氏名

令和3年12月

市民文化局市民活動推進課